

令和6年度ヤード環境対策検討会（第4回）議事概要

1. 日 時 令和7年2月27日（木）10:00-12:00

2. 場 所 オンライン会議

3. 出席者

○委員（◎座長）

寺園 淳（◎） 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域／上級主席研究員
大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科／教授
肴倉 宏史 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域（試験評価・適正管理研究室）／室長（研究）
白鳥 寿一 東北大学大学院環境科学研究科先進社会環境学専攻／教授
鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所／弁護士
高岡 昌輝 京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻／教授

○事務局

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

○オブザーバー（事業者団体）

- ・ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会
- ・ 日本鋳業協会 鉛亜鉛需要開発センター
- ・ 一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会
- ・ 非鉄金属リサイクル全国連合会
- ・ 一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会
- ・ 一般社団法人電池サプライチェーン協議会
- ・ 一般社団法人小型家電リサイクル協会

○オブザーバー（省庁）

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
- ・ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
- ・ 経済産業省 GXグループ 資源循環経済課
- ・ 経済産業省 製造産業局 金属課
- ・ 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
- ・ 警察庁 生活安全局 生活安全企画課
- ・ 警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官
- ・ 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 国際捜査管理官

4. 議事次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) ヤード環境対策における取組の基本的方向性に関する課題の整理
 - (2) ヤード環境対策検討会報告書（骨子案）
- 3 閉会

5. 配布資料

- 資料1：ヤード環境対策における取組の基本的方向性に関する課題の整理
資料2：ヤード環境対策検討会報告書（骨子案）

6. 議事概要

1 開会

事務局の浅利課長補佐から肴倉委員の欠席を伝えた。

2 議事

(1) ヤード環境対策における取組の基本的方向性に関する課題の整理

事務局の浅利課長補佐から資料1の「1. 有害性の観点から踏まえた規制のあり方を検討してはどうか。」を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

鈴木委員

これまでの検討会で議論してきたとおり、本来、廃棄物処理法は、いわゆる総合判断説を基準にした廃棄物の定義を前提にしながら、基本的な規制を加えてきた訳ですが、その観点からの規制だけでは、必ずしも生活環境の保全を十分に達成できないことが問題になっています。廃棄物処理法の第1条には、生活環境の保全が目的として明記されているので、生活環境の保全に焦点を当てて規制を加えることは、方向性としては正しいと思います。したがって、大事なことは、生活環境保全上の有害性の観点から規制をかけるときに、有害性といっても千差万別であるので、カテゴリーを明確にして、その有害性の程度に応じて必要かつ適切に規制を加えることが妥当ではないかと思います。

大塚委員

許可制か届出制かについては、生活環境の保全の観点から許可制にした方が良いという観点は当然あると思います。許可制の導入に後ろ向きな自治体もいるので、1つの案としては、事後変更命令付きの届出制があります。大気汚染防止法や水質汚濁防止法では当該届出制を採用しています。廃棄物処理法に基づく改善命令や措置命令、立入検査の権限を行使することが重要だと思いますが、その権限だけでは実効性を担保できないのであれば、届出制の中でさらに規制を強化する方法を検討する必要があると思います。

登録制の方法もありますが、適切な事業者の中でレベルを上げていくために使う制度だと一般的には考えられているので、廃棄物関係の制度で採用することに懸念があります。したがって、届出制か許可制かどちらかになるかと思いますが、届出制の中で規制を強化することも考えて良いのではないかと思います。有害性の観点は極めて重要で、元々、バーゼル条約では、廃棄物の定義はむしろ有害性に着目しており、この考え方が国際標準になります。日本だけが異なる考え方を持っており、有価性の有無に着目しています。ただし、今までの廃棄物行政の経緯があるので、総合判断説は維持するとしても、有害性の観点はこの概念に入っていますので、この観点を強調することを通知等で示していく必要があると思います。私は有害性の観点に着目したいと思っていますが、環境省としては総合判断説を維持せざるを得ない立場だと思っていますので、総合判断説を維持しつつ、有害性に着目した考え方を通知で示していく方法があるかと考えています。

高岡委員

有価物とはいえ有害性がある物については、規制を強化していかないと、取り締まることができないと思いますので、有害性に応じて規制を強化していく考え方を支持したいと思います。やはり、国際的にはバーゼル条約で有害か否かで、廃棄物該当性を考えているので、この考え方に寄せていくことも、今後の資源の輸出入において必要ではないかと思っています。

白鳥委員

有害性に関しては、国際的な観点では電池は基本的に有害・危険物で扱われています。また、電池を原因とした火災が問題になっていることで、有害危険物廃棄物の区分として収集している自治体があります。したがって、有害・危険物を含む機器についての全国的なルールの統一は重要だと思います。規制の内容に関しては、環境省の案のように廃棄物の中における優先順位を変えていくことが一番良いかと思っています。届出制のままではありますが、何度も言ってきたように新規での参入業者に対するハードルを強化することによって、問題意識を持つ事業者が増えて、これが抑止力につながれば良いと思います。

寺園委員

届出制に関して現行制度を変更するのか、また、有害性に着目した規制の枠組を検討すべきか、委員の皆様からは2点の意見をいただいております、これらの意見を踏まえた方向性を報告書案にて示していただきたいと思っています。

1点目は、前回の議論の中で、現行の制度の中で届出内容の更新があるのか、事務局に事前に確認いただきましたが、変更や更新の届出は届出内容に変更がない限り、事実上行われておらず、当初の届出内容のままになっている可能性があります。やはり許可制と比較して、実態として届出側では事業者の意識が低い場合があるかと思っています。この点については、届出制の維持に関わらず、強化すべき点かと思っています。

2点目は、廃棄物処理法で人の健康又は生活環境の保全について、生活環境の保全の用

語に有害性の部分も解釈できる意見もありました。特に有害性がひどい場合については、人の健康にも影響を与えるので、人の健康を第一に焦点を当てた規制の枠組の方向性を意見しました。この関連で、最近では廃リチウムイオン電池による発火や火災の問題がありますので、人の健康に有毒であるという意味での有害性だけではなく、放置していれば発熱して火災につながってしまうことを考えると、生活環境の保全という意味でも、その有害性は広く包含できるかと思います。その範囲での有害性を考える時に、健康と生活環境の保全と両方が焦点となる考え方をしても良いかと思いました。統合判断説については、この検討会での議論で、有価性の軸と有害性の軸の両方があるかと思います。有害使用済機器保管等届出制度については、有価の部分も規制対象となり、有害使用済機器がその対象になりましたので、一定の評価はできますが、さらに有害性に着目して、廃鉛蓄電池を含めて規制対象にすべき部分が整理されたと思います。総合判断説を維持しつつも、有害性に対応する方法について、報告書等で取りまとめられればと思います。

大塚委員

有害性の観点について、リチウムイオン電池の場合、火事を起こす危険性がありますが、特別管理産業廃棄物の有害性とは若干、意味合いが異なると思います。ただし、その観点に着目しても良いと思います。リチウムイオン電池に関しては特別な扱いをした方が良くも思っていて、ヤードの問題だけにとどまらないかと思います。資源有効利用促進法の改正も進んでおり、レアメタルが含まれるという意味でもリチウムイオン電池を回収することは有益であるため、注目されています。火事が起きる危険性でも注目されるので、ある種の特別な製品として指定をして、場合によっては拡大生産者責任（EPR）による対応が必要だと思いますが、特別な扱いをすることを検討いただきたいと思いません。

寺園委員

本検討会はヤードの環境対策の検討会ではありますが、別途行われています廃棄物処理制度小委員会での検討にありますように、廃棄物処理法全体の話にも関わります。さらに、資源有効利用促進法も含めた、資源循環全体の問題でもあるかと思います。その中でリチウムイオン電池が1つのターゲットになりますが、有価物などに混ざっているある種の有害性を持った物の対応として、廃棄物処理法等に基づく対応では不十分であったと思います。有害性について、特別管理産業廃棄物の概念は1990年代に創設されて、同時にバーゼル法も成立しましたが、そのバーゼル法と当時の廃棄物処理法の規制対象を比較しました。理論的には有害性のカテゴリーの中には、その毒性だけではなく、その発火性、引火性、爆発性等も含まれていました。しかしながら、有害産業廃棄物を指定対象としてリスト化していく中で、主にはその毒性の部分に焦点が当たりましたが、それ以外のものについても、例えば、廃酸、廃アルカリについては、その腐食性というカテゴリーで残っていた部分があります。ただ有害性の中でも、鉛がやはり1番、注目されたので、廃鉛蓄電池等については、有害産業廃棄物という場合、特別管理産業廃棄物に包

含されましたが、廃棄物でないがために有害性があっても規制から逃れられてしまう現状があり、現状のヤード対策では、規制できないことになっているかと思います。今回、そこに焦点を当てて、有価性、有害性、両方を適切に適用できないかということで、まずはヤードでの切り口から、議論していると理解しています。

環境省：山田課長補佐（総括）

現行の届出制の見直しという観点では、委員の皆様から規制強化の方向性について御意見いただいたかと思います。その強化の中身については、現状の届出制である有害使用済機器保管等届出制度について、事後変更命令付きの届出制や届出内容の更新等、検討すべきことかと思います。他法令等も参照して、制度的にどのように対応できるのか、深掘りをして検討していければと思います。

有害性に着目した規制の観点では、委員の皆様から、環境省の考え方については賛同いただいたかと思います。総合判断説との関係で明確な取組の方向性をお示しすることは、難しいとは思いつつも、生活環境や人の健康への影響といったところをどのように整理していくか、重要になるかと思います。バーゼル法や国際的な動向を意識する必要があることは、御指摘のとおりかと思います。

届出制の関係で、新規参入事業者に対して規制を強化していく必要があるのではないかと御意見いただきました。こちらについては、新たにヤードにおいて保管等の事業を始めるに当たって、適切に事前チェックをする必要があるという御意見かと思います。現行、届出制である有害使用済機器保管等届出制度をベースとしつつ、規制強化していく中で、事前のチェックをどの程度厳格に行っていくか、非常に重要なポイントになってくるかと受け止めました。

寺園委員

新規参入事業者に対応する点については、届出済事業者がそのまま事業を行っていたとしても、新規の届出又は許可に対して、厳格な確認が求められることで、届出数が増えていかないことにつながり、届出済事業者に対して緊張感が伝わっていくという意味で理解しました。

白鳥委員

おっしゃるとおりです。本検討会の取りまとめが具体化されるまでに「矢を打っておいた方が良い」という意図になります。

事務局の浅利課長補佐から資料1の「2. 規制対象物品の包括的な指定を検討してはどうか。」を説明した。

大塚委員

2点、意見があります。

1点目は、包括的規制について賛成ですが、法制的に包括的規制をどのように具体的に

表現するのか、対象物品の書き下し方が問題になってくるかと思います。「～を含む。」のような条文になるかと思いますが、これからの検討事項なるかと思いますが、廃棄物処理制度小委員会でも議論していくことになるかと思いますが、「包括的」という書き下し方では法制的に対応できないので、例えば、「家電4品目と小型家電28品目を含む。」のような条文も1つの案かと思います。

2点目は、地域の実情に応じた物品の規制に関して、一般的に横出し条例の制定は可能だと思いますので、法律に条例制定の可能性を規定する場合、法律で条例による追加規制を確認することになります。ある意味、自治体に対して親切にはなるとは思いますが、必要不可欠ということではありません。横出しについてそのような規定を置くことになると、珍しく、おそらく環境法では初かと思います。

白鳥委員

既に廃リチウム電池は国際的にもその扱いでは輸送上などでも注意すべきものとされ諸規定があります。それらを使ったモバイルバッテリーやキャンプ用の大型電池、電動アシスト自転車の電池等のヤードを経由する廃棄物に廃リチウムイオン電池が含まれるので同様に決まりが必要です。太陽光パネルも、国際的には電気製品の廃棄物であり、今後、増えいくので、規制の対象に含まれていないことは問題かと思います。

ヤードの搬入・排出管理については、品目や物量の把握ができていない現状は問題だと思います。適切に搬入・搬出管理が行われるように、まずは概要の自主的報告から求めて管理させても良いかと思います。

地域の実情に応じた規制内容の許容する必要性については、地域によって様々な特性があるので、必要性はあるのかと思います。

鈴木委員

規制対象物品の包括的規制、地域の実情に応じた物品の規制について、方向性としては賛成です。廃棄物処理法の規制内容を勘案した際に、法制的な工夫が必要になってくると思います。

ヤードでの搬入・搬出管理については、やはり、事業場での搬入・搬出を数的に管理することは重要ですが、指導をしようと思っても、行為者を特定できない、所有者の協力が得られない中で、傍観せざるを得ない実態があります。このようにヤードの現状が悪化していく実情が一部の地域にありますので、ヤードに搬入させないことに着目しながら、規制を考えていくことも1つの方法かと思います。

高岡委員

やはり包括的規制で臨む必要があると思いつつ、どのように条文に規定するのか、文言が難しいと思っています。基本的な方向性としては、私も賛成です。

搬入・搬出の管理、すなわち物量をしっかり追うことが、まず基本だと思います。届出制又は許可制の規制の中に、搬入・搬出管理について盛り込み、可能であれば、デジタル技術を活用して流通経路等が追えるようにすることが理想的ではないかと思います。

地域の実情に応じた規制について、必要な規制を横出しで作ることは良いかと思えます。

寺園委員

1点目の包括的規制につきまして、悩ましい点はあるかと理解しています。法制化する場合には、法制局審査が必要であります。国際的にバーゼル条約等の議論をする時に、日本国内では、有害性のある物質を非常に細かく指定しており、精緻な基準を求められますが、それを運用する段階で手が回らなくなり、結局は一部しか把握できていないことがあるかと思えます。有害使用済機器は、家電4品目と小型家電28品目が該当し、ある意味で理解しやすいですが、それらに漏れる部分が実際には多くあり、環境問題を起こしています。これらをどのように包括的に規制していくか、追加で指定していく議論になっていますが、問題のありそうなものは基本的には含まれる解釈ができないか、包括的規制について検討を進める必要があります。

搬入、搬出管理については、すでに現行の届出制の中にも規定されていますが、毎年の搬入・搬出の管理を適切に行い、問題がないか確認ができるようにすることは重要だと思えます。

地域の実情に応じた規制の必要性については、必要な場合があるということで、特に関東地方では、ヤード問題に対する熱量が高く、必要性を認識して、条例化した県もある訳ですが、廃棄物処理法を見直す時に地域の実情に応じた上乘せの規制を条文に書き下す必要があるかどうか、1つのポイントかと思えます。

環境省：山田課長補佐（総括）

本論点についても方向性については、委員の皆様から賛同いただいた一方で、チャレンジな課題があり、これをどのように解決し、実現していくか検討が必要だと考えています。

1点目の包括的規制については、法制的な面でも、実務的な面でも規制する側とされる側で規制対象物品が曖昧だと、実務上、困ると思えますので、判断しやすい観点も考えながら、法制的な手当てを検討していきたいと思えます。

2点目の搬入・搬出規制については、効率的に把握をしていく方法を考え、実現に向けて検討を進めていきたいと思えます。

3点目の地域の実情に応じた物品の規制については、その必要性については適切に整理しなくてはならないと御指摘もいただきましたが、各条例で、すでに規制対象物品が異なっていることから、一定の地域性はあるかと思えます。廃棄物処理法で、条例制定について、明確に規定していないので、条文として書き下す必要があるのか、検討していきたいと考えています。

大塚委員

包括的規制と地域の実情に応じた規制は関係していて、包括的規制の定め方によっては、地域の実情に応じた規制を考慮しなくても良いかと思えます。包括的な定め方ができれば、地域の実情に応じた規制は不要になるかと思えます。

事務局の浅利課長補佐から資料1の「3. 有害性の高い機器（廃鉛蓄電池等）の解体を行うための基準等を定めてはどうか。」を説明した。

大塚委員

許可制にした方が良いかと思えます。最初の論点と関係しますが、総合判断説の中で有価性が特に重視されていますが、5つの要素の中で有害性に着目し、有価性は劣後するカテゴリを作る必要があるかと思えます。総合判断説自体を変更することはできないので、総合判断説の中での対応を検討していく必要があるかと思えます。

ヤードの保管物の中に廃鉛蓄電池が含まれているか、目視ですぐに判断できる物なのか、状況を教えていただきたい。ヤードではほかの保管物と混ざっていて、目視で容易に判断できないと、規制強化しても、ヤード事業者は、隠蔽する可能性があるかと思えます。

高岡委員

方向性自体は賛成ですが、保管場所の事業者は届出制の適用を受け、解体・製錬の事業場は審査を受ける点で、許可制の適用かと思えます。この許可制の部分は、廃棄物処理法又はほかの法律で別の観点で規制する必要があるかと思えます。有価物であっても有害性の観点で廃鉛蓄電池は規制していく必要があるかと思えます。

白鳥委員

ヤードで買い取ったものであったとしても、適切な除害設備がなく処理作業をしてしまっている事業者がいることは問題です。通常このような処理作業を行うためには、十分な設備基準や管理基準が必要なことを示し、その基準の遵守を条件としなくてはできないようにしないとイケないと思えます。一般的にヤードでの作業の主たる目的は、保管であるとともに、いわゆる物理的選別、例えば、手選別や簡易な破碎等で、次の処理先である鉄電炉や非鉄製錬所などの設備に投入できるように、また、運びやすくすることにあると思えます。今行われているような廃鉛蓄電池の処理は、明らかに熱処理等の化学的処理を加えるので、保管場所であるヤードでは行ってはイケないと思えます。水環境や大気環境に有害物質が飛散する可能性があり、また、破碎機を使うだけでも、廃リチウムイオン電池の場合は発火を起こすので、一般のスクラップ類とは分けて扱われる必要があります。いずれにせよ、今までの届出の仕組みの中では示していなかった、有害・危険物の取り扱いでの熱処理等の化学的処理についての考え方は早めに明示し、規制する必要があります。

寺園委員

有害使用済機器保管等届出制度には処分基準が規定されているので、差異がないようにする必要があります。有害使用済機器保管等届出制度の保管基準と処分基準の内容は、ほぼ保管基準によって占められていると理解しています。処分基準を見直していますが、飛散・流出防止や騒音・振動防止、火災の発生防止等の一般的な生活環境保全措置が規

定されている程度です。破碎選別装置が稼働している場合であっても、騒音・振動が一定の基準以下であれば問題ないということです。ポイントとしては、特定の機器に対する処分基準があり、家電リサイクル法の対象4品目に該当する場合には、環境大臣が定める方法により処理する必要があることになっています。つまり、そもそも家電4品目はヤードの保管物に混入してはいけない物だと考えていますが、仮に混入した場合には、家電リサイクル法と同一の基準を求め、乱暴な扱いがされないように線引きしたのではないかと思います。この場合を除き、処分基準のほとんどの規定が一般的な生活環境保全措置が規定されているだけです。例えば廃鉛蓄電池を解体又は製錬したいと考えた場合に、有害使用済機器保管等届出事業者に対して、遵守を求める基準まで至っていないことが現状だと思います。したがって、仮に廃鉛蓄電池まで規制対象に含める場合には、解体・製錬の事業場での基準は、有害使用済機器保管等届出制度の処分基準については、あくまでも一般的な生活環境保全措置を担保する目的にとどめ、適切な解体・製錬を行うための専門的な基準は別に規定する方法も1つの案かと思います。資料では、ヤード環境対策の範ちゅうで処分基準を設けて、審査によって適正な解体・製錬を行うことを求めていると解釈できるので、その考え方は意見が分かれるところだと思います。

有害性の高い物品については、許可が必要ではないかと思っており、有害使用済機器より有害性が強い廃鉛蓄電池については一段高い規制が必要であると理解しています。この部分は、許可制が必要だと考えられ、それ以外は届出制の可能性が残っていると思います。

環境省：山田課長補佐（総括）

有害性の高い物品を規制対象に含めるのであれば、同時に許可制を採用しないと、厳格に規制できないことになるかと思えます。これは、規制の強度とリンクしてくるものかと思えます。廃鉛蓄電池がヤードで保管物と混合している状態もあるかと思えますが、一方で、廃鉛蓄電池単品で有価性が高い現状もあるようで、いくつかのヤードを見学した際には整然と並べて保管していました。廃鉛蓄電池の隠蔽を防ぐために、どのような形で規制の範囲を定めていくのか、規制の強度と有害性の高さをセットで考えていく必要があると考えています。ヤードは保管場所と考えていますが、そこで分解や簡易な炉を用いて、熱を加えて溶かすような事例を自治体に対する実態調査で確認できました。そのような事例に対して、法制的な規制をかける必要がないのか、御意見いただきたいと考えています。したがって、有害使用済機器である家電と小電の対象物に応じた処分基準になっているかと思えますが、規制範囲が広がった場合にその物に対する処分基準が必要だと考えています。今回、念頭に置いている物品が鉛蓄電池で、有害使用済機器保管等届出制度の延長で議論するのか、また、別の枠組で規制していくのか、方向性としてはいずれかの対応が必要だと考えています。

寺園委員

ヤードでは、一般的には選り分けて保管されていますが、管理が不十分なヤードでは、保管物に混合されている事例が多少なりあるかと理解しています。解体・製錬を行う事業場について、国内では一般的には鉛製錬を行っている事業場に流通している一方、アジアの途上国では、オープンな場所で熱をかけて、労働安全衛生上、問題ある形で鉛を溶かしてインゴットが作られる場合があります。日本では珍しい事例ですが、法律等を遵守して適切に製錬をされている事業場が規制範囲に含まれる形で、改めて処分基準を作るのか、意見が分かれるかと理解しています。

鈴木委員

基本的には、有害性の高い機器に焦点を当てた時に、保管場所においては、いわゆる廃棄物処理法に基づく処分をさせないという方向性は、一致した意見ではないかと思えます。その上で、そのためにどのような法規制をかけていくのが一番妥当なのか、検討を進める必要があると思えます。

寺園委員

廃リチウムイオン電池につきましても同様に、解体・製錬の事業場で破碎を行って、リサイクルに近いような工程を経て、資源循環を行っていくことが求められていく訳ですが、保管場所で物理的な衝撃を与えないことや発火を防ぐ措置が必要にはなるかと思えます。この論点では、廃鉛蓄電池について主に取り上げられましたが、保管基準において、廃リチウムイオン電池への対応も必要かと考えています。

白鳥委員

基本的にヤードは保管場であり、廃棄物処理法に基づくような有害管理等が必要な処理はさせないことを明示する必要があると思えます。現状、ヤードでそのような処理を行っている事業者がいるのであれば、その事業者に対して基準を示し、やめてもらう必要があると思えます。また、今までの延長で処理をしたい事業者がいるのであれば、ほかの法律との整合性を考慮して、許可制になることもあるかと思えます。

事務局の浅利課長補佐から資料1の「4. 不適正輸出を防ぐ仕組みとして国内での解体を優先する制度を検討してはどうか。」を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

大塚委員

環境政策としては、有害性の高い物品の国内での解体を優先させることだと思いますし、資源循環との関係では、循環基本計画に経済安全保障の観点を含めて国内循環を進めていくことが重要ということが記載されています。このような観点も国内での解体を優先させるに関係してくるかと思えます。

廃鉛蓄電池の不適正輸出に関しては、バーゼル法で予備罪や未遂罪を創設した方が対応

の面で容易であると思いますが、それができないのであれば、廃棄物処理法で対応しなくてはならないと思います。その場合、総合判断説に基づき、有害性の高い物に関しては、廃棄物として扱う例を作る必要があるかと思います。

白鳥委員

廃鉛蓄電池等の有害性の高い物品については、有価であっても、その後の処理は原則的に国内での処理を優先させる必要があると思います。この検討会では廃鉛蓄電池だけが注目されていますが、ほかの金属資源を含め、全体として資源循環を考えなければなりません。鉛は、この検討会の中では廃鉛蓄電池をテーマとしていますが、ヤードで集められ分別された金属は、鉄、銅、亜鉛、鉛の製錬で精製されます。他の循環資源、例えば廃プラスチックの処理でもいろいろな金属が発生し、集約して処理される必要があります。国内で資源を循環させる際には、処理する場所が国内に存続することが不可欠です。国内のリサイクルインフラがなくなってしまうと、全ての資源循環が崩れてしまうことにつながり、非常に問題かと思えます。特にベースメタルに関しては、輸出しか手がなくなると、運賃も含め処理に多額の費用がかかるようになってしまいます。この検討会では、廃鉛蓄電池に焦点を当てていますが、国内の資源循環全体のリサイクルインフラの位置付けも考えて欲しいと思います。

高岡委員

国内での資源循環は経済安全保障の関係からも必要であるため、基本的には、国内での解体を優先する方向性だと思います。バーゼル法での予備罪、未遂罪の制定が難しいのであれば、別の法律で何らかの担保をしなくてはならないと思います。ただし、有害性の高い物品を廃棄物相当又は廃棄物疑い物という形で、廃棄物処理法に基づき、適用できるのであれば良いかと思いますが、資源循環の観点であれば、別の枠組での規制もできるかと思えます。

鈴木委員

いわゆるバーゼル検討会でも、現行のバーゼル法又は外為法では予備罪、未遂罪が規定されておらず、基本的には不適正輸出を止める手段がないため、実効性がある法的措置が必要であることは共通認識だったと思います。予備罪、未遂罪を規定することは、巢鉛等の不適正輸出を防止できる実効性の高い手段だと思います。法制的な課題はあるものの、方向性としては問題ないかと思えます。

寺園委員

必ずしも現状のヤードで保管されている物が、全て不適正輸出されているという訳ではないのですが、不適正輸出につながっている可能性はあるかと思えます。ヤードの流通フローの前後、特に後ろでの不適正輸出を止める対策として、取り得る措置を議論したかと思えます。本来はバーゼル法で予備罪、未遂罪を規定できれば望ましいと思いますが、バーゼル法の規制対象としては、鉛蓄電池は明らかですので、不適正な輸出を防ぐためには、水際だけではなく、その前段の段階で予備罪、未遂罪を設けることが望まし

と思います。これまでも長年、議論されてきましたが、これ以上進展がないのであれば、廃棄物処理法で対応することもやむを得ないかと思います。この点は、委員の皆様のご共通した意見であったかと思います。

有害性が高い物だけではなく、有価性の高い物も含めて、基本的には国内で資源循環させることを原則とすべきという論点でした。リチウムイオン電池に関しましては、ブラックマスのリサイクル技術の問題もありますが、希少な金属資源を国内で適切に循環させる方向に向けて、ほかの省庁や法制度でも、制度が整備されつつある状況です。可能な限りシームレスな対策が必要であると理解しています。

環境省：山田課長補佐（総括）

予備罪、未遂罪の創設に関して、その必要性を委員の皆様から賛同いただいたかと思えます。国内での解体を優先させることと処理要件に関しては、3つ目の論点にも関係していきまして、ヤードで廃鉛蓄電池を解体して、そこから鉛を取り出すという工程を経て、精練されている現状があります。その解体をどのような場所で行うのか、例えば家電であれば、家電の処理方法に従って行いますが、廃鉛蓄電池が規制対象になった場合に、どのような場所で解体が行われるのか、整理が必要かと思えます。廃鉛蓄電池には希硫酸等が含まれていますので、適切な解体が求められます。ヤードで許容される処分がどこまでの範囲であるのか、一定の規制や基準が必要だと考えています。

（２）ヤード環境対策検討会報告書（骨子案）

事務局の浅利課長補佐から資料2を説明した。

高岡委員

本検討会で議論された事項は、網羅されていると思います。扱っている物が有害性とはいえ、資源循環にも重要な物ですので、「はじめに」に資源循環の方向性についても言及する必要があると思います。

大塚委員

不適正輸出の予備罪、未遂罪について、特に廃鉛蓄電池の不適正輸出との関係で廃棄物相当と解釈するのか、ほかのカテゴリーを作ることになるかと思えますが、私は廃棄物相当の解釈をした方が良く考えています。仮にほかのカテゴリーを作ることになると、有害使用済機器の中で分けなくてはいけない問題が生じるかと思えます。環境省で廃棄物の定義との関係で、どこまで有価物であっても廃棄物と解釈できることを打ち出せるかにかかってくると思います。

白鳥委員

「はじめに」に、資源循環を想定した観点を入れた方が良くと思います。ヤードで扱っている金属くずの主体は鉄になります。鉄は世の中に出回っている金属の約97.5%で、適切に循環させる必要があります。また、そこで適切な役割を果たしてもらって初めて

非鉄金属やプラスチックも循環します。国際的に重要なことは、集められた循環資源の中から、有害物質及びそれらを含む部品等を除きリサイクルをしやすくすることです。そうしないと国内で資源循環ができなくなります。

寺園委員

本検討会は、ヤード環境対策として、資源循環の一断面を議論している訳ですが、循環基本計画で示されているような、大きな資源循環の流れを背景に議論することが望ましいので、「はじめに」に、その旨を追記する必要があると思います。また、廃棄物の定義と有害使用済機器の定義が記載されていますが、廃棄物該当性や総合判断説について、適切に運用されているのか、基本的にはこの枠の中で考えながら、有害使用済機器をどのように扱うのか、再度検討する良いタイミングだと思います。有害使用済機器の定義に「廃棄物を除く」と規定されていますが、そこに縛られている面もあるのかと思っ
ていまして、廃鉛蓄電池がどちらの枠組に含まれるのか、柔軟に対応するための形も一案であると考えています。「機器」という用語に縛られすぎていて、廃鉛蓄電池は部品であるから、この枠組に含めることができないといった議論も制定時にはありましたが、ここも柔軟に対応していく必要があるかと思
います。規制対象の拡大又は包括的な規制についても、法制的な整理ができればと思います。保管基準については、基本的にヤードでは処分ではなく、保管をどのように行っていくか整理ができれば良いかと思
います。

大塚委員

有害使用済機器の枠組に廃棄物を含むことになると、概念が変わり、影響が大きいと思
います。慎重に検討する必要があるかと思
います。

環境省：松田課長

骨子案を膨らませて報告案を作っていきたいと思
います。1点だけ、環境省としては、廃棄物ではない有害使用済機器のカテゴリーの中で、適切に運用されていない部分があり、その概念整理をどのように行っていくか追求していきたいと考えています。有害使用済機器の枠組には含まれていない物ですが、集積していくことによって、明らかに環境への悪影響が起り得る事態が生じています。そのこと自体をもって、それらを廃棄物だと決めてしまうことは、解釈が飛躍してしまっている
ので、廃棄物ではない枠組でどのような対応ができるか考えていきたいと思
います。法制的に難しい部分もあることは承知していますが、問題が日本全国に広がっている事実を踏まえると、対策をせざるを得ないと思
います。

大塚委員

廃鉛蓄電池に関しては、廃棄物と解釈するか、それとも有害使用済機器の中で特別な枠組を作るか、どちらかの方法しかないと思
います。廃棄物の定義を変えたい趣旨ではないことを申し添えます。

寺園委員

総合判断説については、通常の取り扱い形態、取引価値の有無の解釈等を適切に運用で

できればよくて、廃棄物であればその枠内での解釈を考え、有害使用済機器であればその範囲を考えるということかと思えます。

3 閉会

事務局の浅利課長補佐から円滑な議事の進行に感謝を申し上げた。